

## 東海市上下水道事業公告第29号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画の変更をしたいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該事業計画の案について、市に意見書を提出することができる。

令和7年11月12日

東海市長 花田勝重

1 事業計画の名称

東海市公共下水道

2 事業計画の変更内容

処理施設の能力変更

処理水質の変更

期間の変更

3 変更に係る予定処理区域

東海市一円

4 変更に係る事業の施行期間

工事の着手の年月日 昭和46年3月2日

工事の完成の予定年月日 令和14年3月31日

5 縦覧場所

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所水道部下水道課（5階）

6 縦覧期間

令和7年11月13日（木）から同月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）